お子様への医療行為における親権者の同意について

―当院の方針－

2026 年 4 月 1 日から施行された民法改正により、離婚後の父母双方が親権を行使する「共同親権」を選択できる制度が導入されるなど、親権や親権行使に関するルールが見直されました。

これに伴い、当院では、お子様への医療行為における親権者の同意について、以下のとおり取り扱います。

1. 医療行為への同意の原則

18 歳未満のお子様について、医療行為を行う際には、原則として親権者等[注1]から同意をいただきます。共同親権の場合であっても、医療行為の内容や性質、緊急性等に応じて適切に対応します。

また、医療行為について親権者間で意見が異なることが明らかな場合には、お子様の最善の利益を第一に考え、必要に応じて双方の意向を確認し、対応を検討します。

なお、18 歳以上の患者さんについては、原則として本人が医療行為について同意することとなり、親権者が養育していることのみを理由として、親権者の同意を必要とするものではありません。

2. 親権者の確認方法

当院では、外来受診時や入院時等に、必要に応じて現在の親権者の状況を確認させていただきます。原則として、親権者の方からの申告により確認しますが、戸籍謄本その他の公的書類等の提示をお願いすることがあります。

3. 医療行為の内容に応じた同意の取扱い

医療行為への同意の取り扱いについては、医療行為の内容、侵襲性、緊急性、お子様の年齢や理解の程度、親権者の意向等を踏まえ、個別に判断します。

（1）侵襲度の低い医療行為

日常的な診察、検査、処置、投薬等については、原則として、お子様に付き添われた親権者等の同意により対応します。

（2）一定の侵襲性や合併症のリスクを伴う医療行為（侵襲度が中程度の医療行為）

手術、処置、検査等、一定の侵襲性や合併症のリスクを伴う医療行為については、医療内容を説明したうえで、原則として、同意を求める親権者の意向を確認します。

共同親権の場合には、可能な限り双方に治療内容について情報共有をしていただくことが望まれます。

ただし、親権者の一方が他方に医療に関する判断を委ねている場合や、他方から異議が示されていない場合などには、医療行為の内容に応じて、一方の親権者の同意により対応することがあります。

（3）心身に重大な影響を及ぼす可能性がある医療行為（侵襲度が高い医療行為）

手術その他、心身に重大な影響を及ぼす可能性がある医療行為については、お子様の最善の利益を第一に考え、必要に応じて親権者に治療内容を説明し、意向を確認します。

共同親権の場合、双方で治療方針について十分に協議していただくことが望まれます。親権者間で意見の相違がある場合には、その状況を当院にお知らせください。必要に応じて、医療・福祉等の関係者と対応を検討します。

（4）緊急時の医療行為

生命または身体に重大な危険が生じており、緊急に医療行為を行う必要がある場合には、お子様の生命・身体の安全を最優先とし、親権者の同意を得る時間的余裕がないときは、医師の判断により必要な医療行為を実施することがあります。

緊急時には、当院はお子様の生命・身体の安全を確保するために必要な対応を優先します。

4. 親権者の皆様へのお願い

- 親権者の変更やその他親権に関する状況に変更が生じた場合（離婚、共同親権、単独親権、親権者の不在など）は、速やかに当院へお申し出ください。
- 共同親権の場合、治療方針については、双方で事前に十分な情報共有と協議を行っていただくようお願いします。当院から、別居している親権者に対して、個別に連絡や調整を行うことは原則としていたしかねます。
- 親権者間で治療方針について意見の相違がある場合は、速やかに当院へお申し出ください。
- 親権者間での連絡、情報共有および意見の調整については、原則として親権者ご自身で行っていただきます。
- 親権者間で意見の相違により医療行為の実施について慎重な判断が必要となる場合には、緊急時を除き、治療方針の決定や医療行為の実施についてお時間をいただく場合があります。

当院では、お子様の「最善の利益」を第一に考え、安全かつ適切な医療を提供できるよう努めてまいります。

親権者の皆様におかれましては、円滑な診療のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

5. その他

本方針は、関係法令、国等から示されている指針・資料および法律専門家の意見等を踏まえて定めています。個別の事例については、医療行為の内容や緊急性、親権の状況等により対応が異なる場合があります。

ご不明な点がございましたら、担当医または患者相談窓口までお問い合わせください。

注1 親権者等には、親権者の委任を受けた祖父母や成人した兄弟を含む

侵襲度に応じた同意取得時の親権者への対応表

		親権	
		共同親権	単独親権
侵襲度	低	単独同意で可	単独同意
	中	双方同意が望ましいが 単独同意でも可	
	高	双方同意が原則	
緊急時		単独同意で可 ただし後日説明が必要	

侵襲度が低い医療行為	日常的な診療

1．風邪・喘息・アレルギーなどの一般的治療
2．通常のワクチン接種
3．副作用などの影響が少ない薬剤投与
4．簡易な処置（創傷処置、点滴、採血など）
5．診断目的の検査（レントゲン・採血・超音波検査など）
6．ホルモン剤などの成長・発達に影響を与える可能性のある治療
（長期・継続的な身体発達に関わる治療は中程度）

侵襲度が 中程度の医療行為	一定の合併症リスクを伴う医療行為

1．局所麻酔を伴う処置（皮膚切開・膿瘍切開・挫創等）・生検（皮膚・粘膜・表在組織）
2．穿刺を伴う処置（ただし全身状態への影響は限定的）
3．造影剤を使用する画像検査
4．鎮静を伴う検査
5．輸血や血液製剤による治療
6．中心静脈路・末梢穿刺中心静脈路確保、静脈路よりの薬剤投与

侵襲度が高い医療行為	心身に重大な影響を与える可能性がある医療行為

1．全身麻酔を伴う待機的手術（脳神経外科手術、開胸・開腹手術、整形外科観血的手術など）
2．心臓カテーテル治療
3．内視鏡下での治療的処置
4．長期的な影響が想定される医療行為（長期入院・学業への影響のある治療など）
5．化学療法
6．放射線治療
7．難治性疾患に対する高度治療
8．血漿交換・透析治療
9．治験等の研究的医療行為

緊急時の医療行為	生命または重大な健康被害を回避するために 緊急性が高いと医師が判断した医療行為

1．緊急手術
2．集中治療室での管理を要する治療
3．人工呼吸器管理やECMO等の高度生命維持治療
4．その他、患者の予後に関わると医師が判断される医療行為

※生命や身体に重大な危険が迫っている緊急時は、親権者不在、あるいは不同意・意見が対立している場合であっても刑法上の緊急避難(第37条)や正当業務行為(第35条)の考え方に基づき「子の最善の利益（生命・身体の安全確保）」が最優先されます。